

# 令和 8 年度



## 摂津市保育所等入所案内

この案内には、摂津市における給付認定申請、保育所等の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよくご確認ください。

～も く じ～

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. はじめに確認していただきたいこと・P.1    | 15. 令和 8 年度の保育料（予定）・・・P.21 |
| 2. 保育所等を利用できる方・・・P.3       | 16. 給食費（食材料費）・・・P.23       |
| 3. 保育時間と保育要件・・・P.4         | 17. 実費徴収にかかる補足給付事業・・・P.23  |
| 4. 入所選考の流れ・・・P.5           | 18. 幼児教育・保育の無償化・・・P.24     |
| 5. 入所申込みについて・・・P.7         | 19. 一時預かり・・・P.25           |
| 6. 障害児保育等の支援について・・・P.11    | 20. 特別保育の実施・・・P.25         |
| 7. 内定取消しについて・・・P.14        | 21. 企業主導型保育事業の利用・・・P.26    |
| 8. 申込時の必要書類・・・P.15         | 22. その他・・・P.26             |
| 9. マイナンバー（個人番号）の届出・・・P.17  | 23. 入所申込みでよくあるご質問・・・P.27   |
| 10. 産休・育休明け保育所等入所予約・・・P.18 | 24. きょうだい条件の設定・・・P.31      |
| 11. 小規模保育事業等の連携施設・・・P.19   | 25. 摂津市保育施設利用調整基準・・・P.33   |
| 12. 入所前の健康診断・・・P.19        | 26. 保育施設一覧表・・・P.35         |
| 13. 在園中に変更が生じた場合の届出・・・P.20 | 27. 保育教育施設マップ・・・P.36       |
| 14. 退所及び保育の実施の解除・・・P.20    |                            |

### 【お問合せ先】

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所新館 6階  
摂津市教育委員会事務局 こども家庭部 保育教育課

電話：（06） 6383-1111（大代表）  
          （072） 638-0007（代表）  
          （06） 6383-1184（直通）  
FAX：（06） 6319-1930



# 1. はじめに確認していただきたいこと

## 重要

令和8年度入所申込みでは、申込方法は電子申請のみ（※）となります。  
詳細は「5. 入所申込みについて」をご確認ください。

※電子申請が困難な場合は書面での申請も可能です。詳細はP.5「申込方法」をご覧ください。

### ① 保育施設の見学について

- 入所申込みにあたり見学は必須ではありませんが、入所を希望する保育施設で見学を行い、自宅からの距離や保育施設の雰囲気、実費（制服代や延長保育料）等を確認することをおすすめしています。見学をすることで、入所後のギャップ（「保育施設の雰囲気が合わない」「延長保育料金が想像よりも高い」等）を減らすことができます。
- 見学の日程調整は、直接保育施設へ連絡をお願いいたします。
- 見学の有無は入所調整（選考）に影響しません。

### ② 入所申込みについて

- 申込書類に不足や不備がある場合は、申込みを受理できない場合があります。
- 希望月に入所できなかった場合は、次月以降に自動的に選考の対象となるため、改めて申込みをする必要はありません。ただし、年度ごとに申込みが必要です。
- 世帯構成や就労状況等に変更がある場合や申込みを取り下げる場合は、すみやかに内容変更申請又は申込み取下げ申請を行ってください。保育の必要性（保育施設利用調整指数。以下「利用調整指数」という。）や必要書類が変更になる場合があります。
- 入所申込後、待機中に下のお子様を出産された場合、出産から8週間後の月末までは出産要件での選考を継続しますが、それ以降は下のお子様の入所申込みがない場合、申込みは取下げとなります。ただし、下のお子様の申込みがない場合でも、育休復帰等で就労できる場合は選考を継続しますので、保育教育課までご連絡ください。  
※父が当月1日～月末まで育児休業を取得している場合、保育を必要とする事由がないため、当該月の入所選考はできません。入所後1か月以内に復職する場合のみ選考が可能です。
- アレルギーや発達発育等の状況について、詳細確認のため電話連絡をする場合があります。

### ③ 特別な支援を必要とするお子様について（「6. 障害児保育等の支援について」をご確認ください。）

- 障害のあるお子様や、医療的な配慮を必要とするお子様など、保育において支援が必要な場合は、申込みと併せて面談が必要です。
- 障害児保育についてご不明点や気になることがあれば保育教育課までご相談ください。

### ④ 入所について

- 利用調整指数が高い児童から順に入所の承諾をします。
- 施設の空き状況等により入所できないことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 入所は、やむをえない場合を除き、毎月1日となります。
- 転園申請の場合、入所選考で内定となった時点で、入所中の保育施設の退所が決定となります（転園内定と同時に元在籍施設への他児童の入所が決定するためです。）。入所内定を辞退しても原則退所の決定を取り消すことはできません。また、月途中での転園はできません

ので、ご注意ください。

- 入所内定＝入所決定ではありません。申込時に発達の遅れやアレルギー、病気、障害等に関する申し出がなく、入所内定後に判明した場合、園の受入状況によっては入所内定が取消しになることがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 発達の遅れ等があるお子様について、障害児保育の支援を希望されずに申込みをする場合、利用調整指数上内定であっても園の状況によっては受入れができない場合があります。

⑤ 保育要件について

- 利用調整指数は、入所を希望される月の状況により決定します。4月の一斉入所においては4月1日現在の状況により判断しますので、現在の職場を3月末までに退職する方や、4月入所後復職せず下のお子様の産休に入られる方等は申告内容や必要書類に注意が必要です。申込みの際は入所時点の状況を申告いただき、入所時点の保育要件に沿った書類を提出してください。

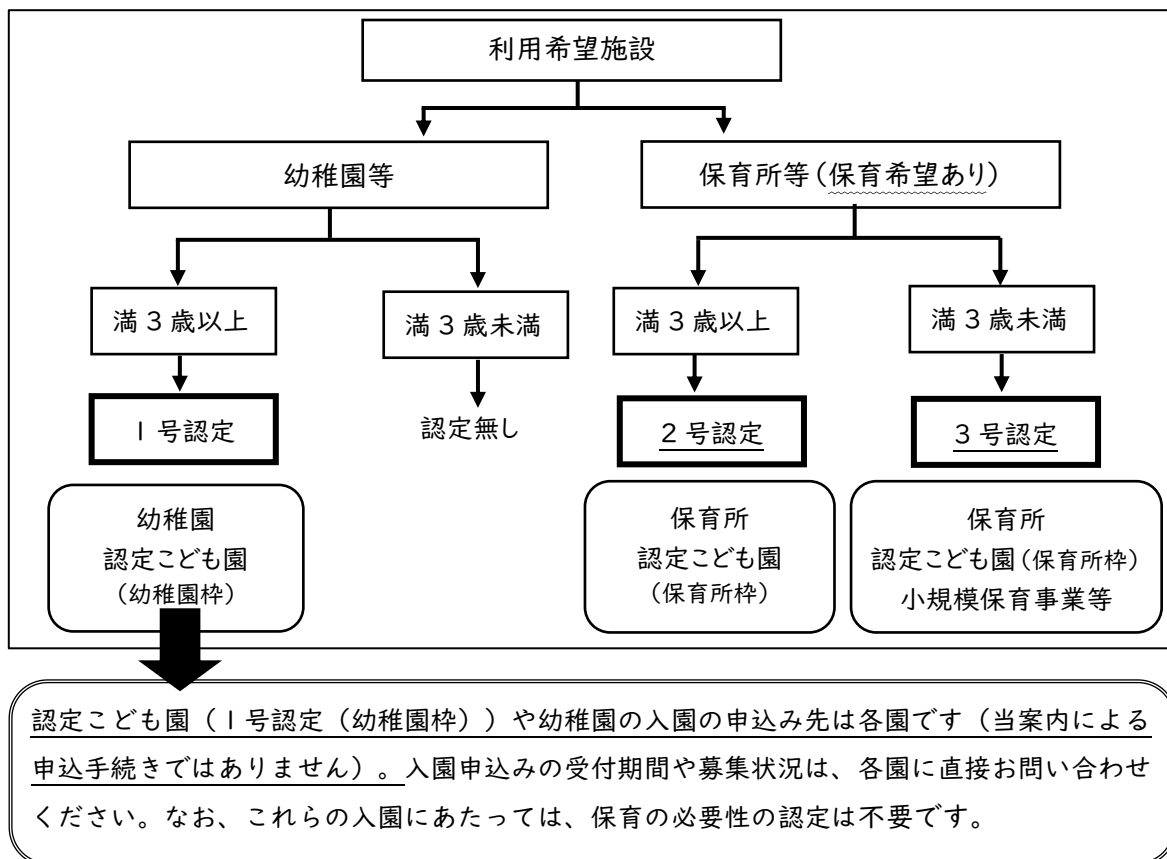
⑥ 育児休業取得中の方について

- 育児休業取得中の方で入所が決まった場合は、慣らし保育終了後（入所日から1か月以内）に職場へ復職してください。  
(例)4月1日入所→5月1日までに復職（5月1日の復職でも可）
- 保育施設に入所した月の末日までに「復職証明書」を保育教育課へご提出ください。
- 育児休業から復職予定として申込み、入所内定となった場合、入所後は育児休業を取得している職場への復帰が必要です。職場へ復帰せず退職する場合、利用調整指数が変更になることから、入所内定が取消しになる場合があります。ただし、職場都合による退職等であれば入所可能となる場合もありますので、申込時と就労状況が異なる場合はすみやかに保育教育課へご連絡ください。

◆令和8年度の年齢別クラスについて

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日

## 2. 保育所等を利用できる方



### ■ 保育所・認定こども園（保育所枠）等を利用できる方

- 保育所・認定こども園（保育所枠）等は保護者の就労、病気その他の事由により保育の必要性の認定を受けた場合に利用することができます。具体的には、下表のうち2号認定又は3号認定の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）
2号認定	満3歳以上で保育が必要な子ども	保育所、認定こども園（保育所枠）
3号認定	満3歳未満で保育が必要な子ども	保育所、認定こども園（保育所枠）、 小規模保育事業等

- 保育所・認定こども園（保育所枠）等は、「小学校入学準備のため」「集団に慣れるため」「友達を作るため」「教育のため」などの理由だけでは、利用できません。
- 市内の認可保育施設は、原則として、市内に居住し住民登録をしている児童に限り、利用することができます。

### 3. 保育時間と保育要件

#### ■ 保育必要時間について

- 2号認定又は3号認定には、下表のように保育必要時間の区分があり、それぞれの1日の最大利用時間が異なります。これらはあくまで最大の利用時間であり、実際の保育時間は、世帯ごとに必要とされる時間帯となります。具体的には、入所時に各施設とご相談ください。

保育必要時間	1日最大利用時間	注意事項
保育標準時間認定	11時間	延長保育により最大時間を超えた利用も可能です。
保育短時間認定	8時間	延長保育の実施状況は保育施設により異なります。

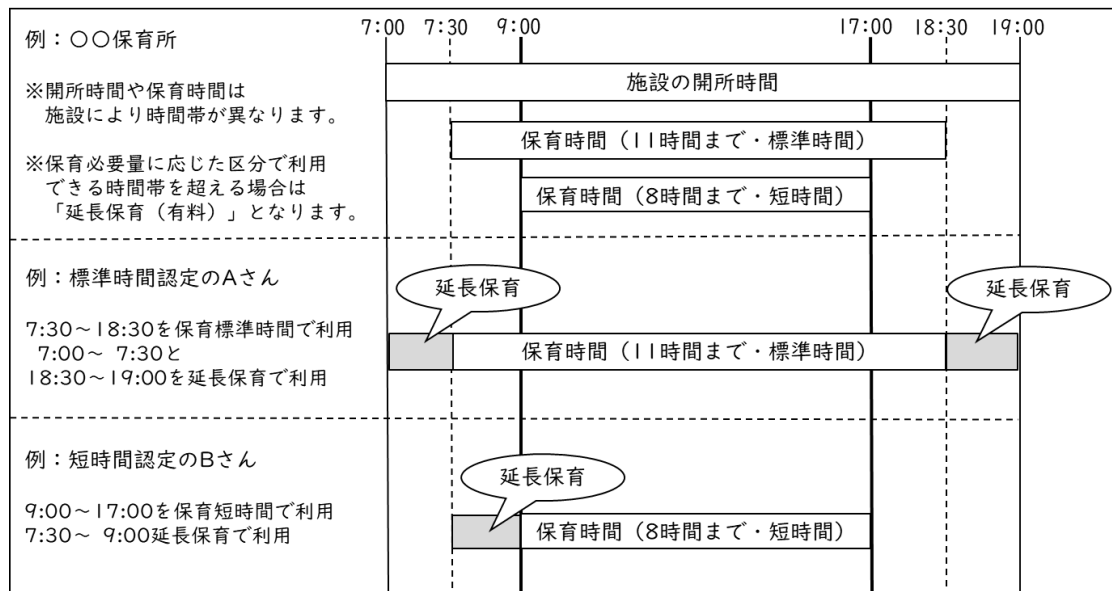
- 保育を必要とする事由（保育要件）によって、認定する保育必要時間が異なります。

標…保育標準時間認定 短…保育短時間認定

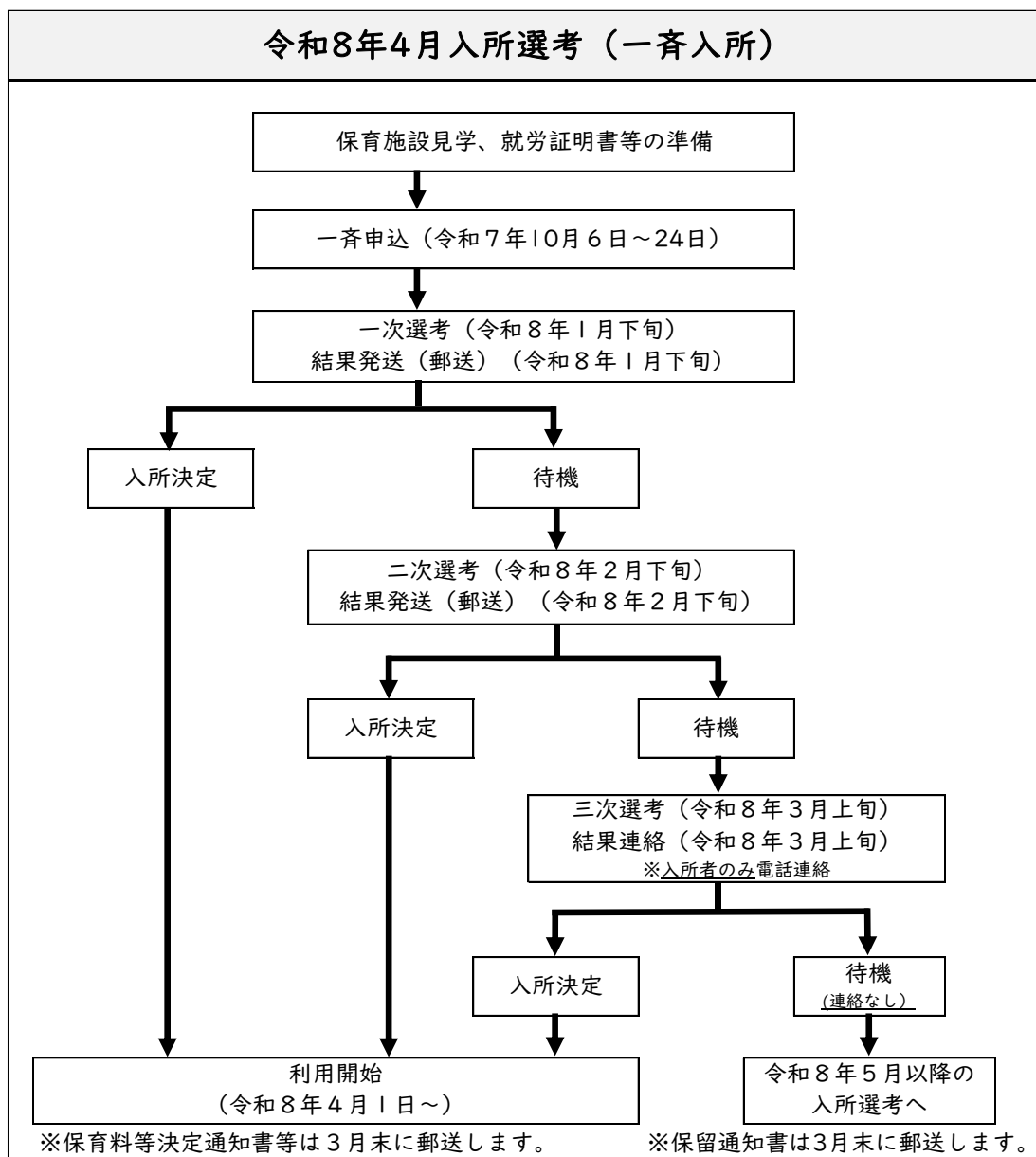
保育を必要とする事由	保育必要時間	有効期間
就労 月64時間以上120時間未満 月120時間以上	短※ 標	小学校就学前までの範囲内
出産前後	標	出産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）、出産後8週間
保護者の傷病、心身の障害（相当）	標	必要と認められる範囲内
同居親族の常時介護又は看護	標	
災害、風水害、火災などの復旧	標	
求職活動（起業準備含む）	短	入所から90日経過した月の末日
就学（月64時間以上。職業訓練含む）	就労に準ずる	保護者の卒業までの範囲内
育児休業中であるが既に施設を利用されている子どもについて継続利用が必要と判断される場合	短	育休に係る子どもが満1歳に達する日の月末。ただしやむを得ず育休を延長した場合はその子どもが2歳に達する日の月末。
その他、市長が認める場合	標 又は 短	必要と認められる範囲内

※短時間認定に該当する場合でも、通勤等で毎日延長保育料が必要となると想定される場合は、就労が120時間未満でも、標準時間認定を行うことも可能です。

#### ■ 保育時間のイメージ



## 4. 入所選考の流れ



### 申込期限

#### ●一次選考

令和7年10月6日（月）0時00分～令和7年10月24日（金）23時59分

#### ●二次選考

令和7年10月25日（土）0時00分～令和8年01月30日（金）23時59分

#### ●三次選考

令和8年1月31日（土）0時00分～令和8年02月27日（金）23時59分

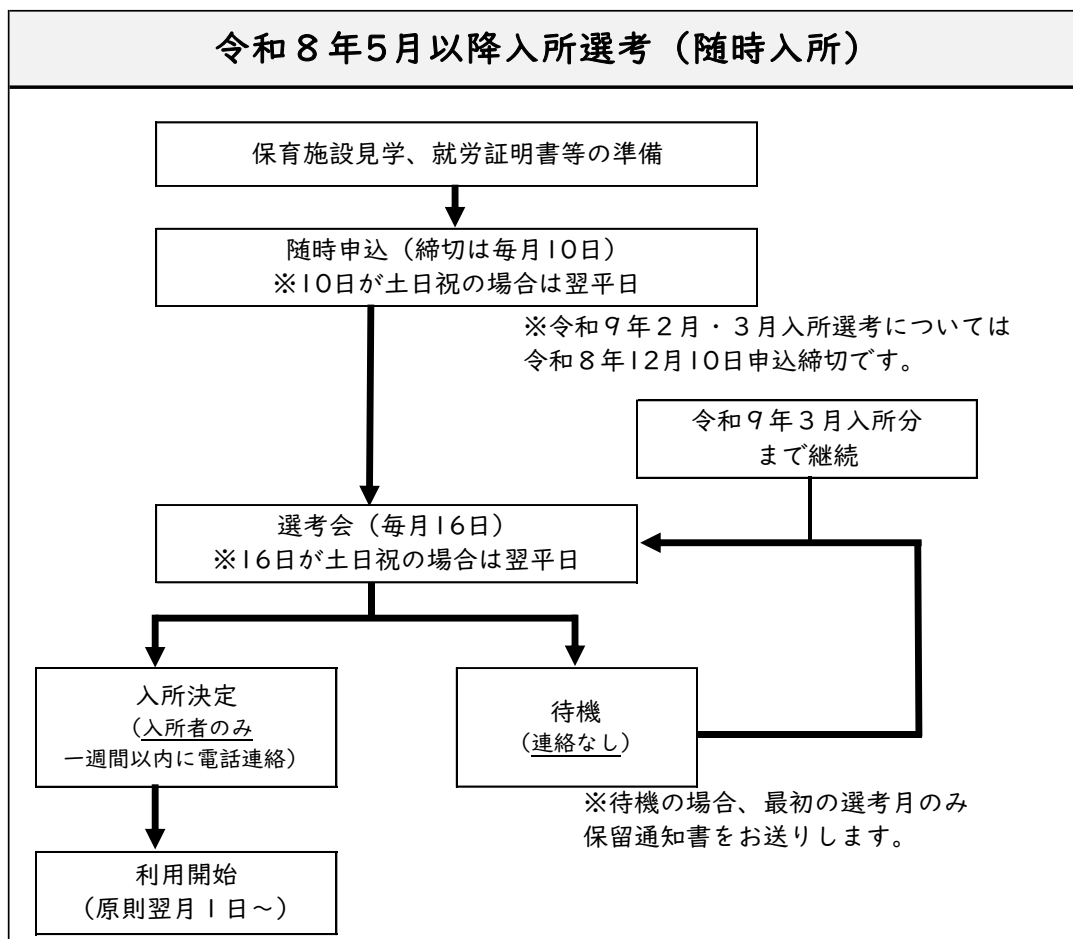
### 申込方法

#### 電子申請

※スマートフォン等をお持ちではない方等、電子申請が困難な場合は窓口での申請も可能です。保育教育課までご相談ください。

### 申込関係書類の取得方法

保育教育課窓口・各保育施設で配布。ホームページからダウンロードも可能。



### 申込期限

希望月の前月10日23時59分（土日祝の場合は翌平日）

※令和8年2月・3月入所選考の申込締切は令和8年12月10日（木）です。2月・3月入所選考は12月中旬に行われますので、育児休業延長等で申込みが必要な方は申込期限にご注意ください。

#### ★申込期限一覧

5月入所	4月10日（金）	9月入所	8月10日（月）	1月入所	12月10日（木）
6月入所	5月11日（月）	10月入所	9月10日（木）	2月入所	12月10日（木）
7月入所	6月10日（水）	11月入所	10月13日（火）	3月入所	12月10日（木）
8月入所	7月10日（金）	12月入所	11月10日（火）		

### 申込方法

#### 電子申請

※スマートフォン等をお持ちではない方等、電子申請が困難な場合は窓口での申請も可能です。保育教育課までご相談ください。

### 申込関係書類の取得方法

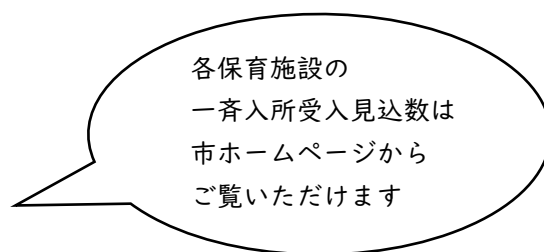
保育教育課窓口で配布。ホームページからダウンロードも可能。

- 年度ごとに申込みが必要です。これから令和7年度中に入所申込みをされる方、育児休業の延長手続きが必要な方は、一斉受付の際に令和7年度分と令和8年度分それぞれの申込みを電子申請で行ってください。令和7年度分を書面で提出し、令和8年度分を電子申請で行うことも可能です（同時に申込みの場合、就労証明書等の証明書類は1部で結構です。）。
- 障害児保育を希望される場合、申込期限や選考時期が異なります。

## 5. 入所申込みについて

### ■ 申込方法（新規申請・転園申請）

- 入所申込みは一斉入所、随時入所ともに電子申請のみとなります。下記「入所申込フォーム」よりお申込みください。
- 摂津市外の保育施設の利用を希望する場合は書面申込みとなります。詳細は P.9、P.16 をご覧ください。
- 保育を必要とする事由の証明書（就労証明書等）は、入所申込日の前々月 1 日以降の証明日のもののみ有効です（令和 7 年 10 月中に入所申込みをする場合、令和 7 年 8 月 1 日以降の証明日のものが有効）。それ以前にご準備いただいた証明書を添付いただいた場合は、再提出を依頼します。
- 利用調整は先着順ではありませんが、申請内容に不備（提出書類の不足等）がある場合は申込期間内に対応いただく必要があるため、余裕をもってお申込みください。申込期間内に対応いただけない場合、選考にかけられないことがあります。また、入力には 1 時間程度要しますので、お時間に余裕をもってお申込みください。



※入力内容は一時保存が可能ですが、一定時間を経過するとタイムアウトしますのでご注意ください。

※メンテナンスによりシステムが停止する場合があります。メンテナンス等により申込みが間に合わない場合であっても、申込受付において考慮はできませんので、期日に余裕をもってお申込みください。

※就労証明書等の添付書類はスマートフォン等で撮影した画像（JPG・JPEG・PNG）又は PDF でご提出ください。

※以下の場合、添付書類の再提出を依頼することがあります。

- ・ピントが合っていない
- ・書類全体が写っていない
- ・影や光で内容が判別できない 等



■ 出生前の申込み

- 一斉入所申込み（一次選考、二次選考のみ）については、出生前のお子様も申込みが可能です。就労証明書等の保育要件書類と併せて、母子手帳の写し（父母の氏名及び出産予定日がわかるページ）をご提出ください。出生後はすみやかに、お子様の氏名及び生年月日を保育教育課まで電話又は窓口でご報告ください。なお、産前産後休業・育児休業を取得される場合は就労証明書に当該休業を取得する旨の記載が必要です。
- 出生前の申込みについては、4月入所が可能な場合に限り、出産予定日と入所希望施設の保育可能年齢をご確認のうえお申込みください。予定日よりも出産が遅れ、4月中の入所ができない場合は入所内定の取消しや入所選考不可となりますのでご了承ください。

■ 申込後に追加書類を提出する場合

申込時の提出書類に追加、変更、不備による再提出がある場合は、下記期限内に限り追加書類として受け付けます。下記フォームからご提出ください。



【追加書類の提出期限】

- 一次選考分：令和7年11月7日（金）23時59分まで
- 二次選考分：令和8年1月30日（金）23時59分まで
- 三次選考分：令和8年2月27日（金）23時59分まで
- 随時入所分：P.6に記載の各申込期限 23時59分まで

■ 申込後に申込内容を変更する場合

下記内容について、申込後に内容を変更する場合は下記フォームから変更を行ってください。電話や窓口では変更できませんのでご注意ください。

【変更事由】

- ・希望園の変更
- ・保育所等の利用開始希望日（転園希望日）
- ・「他の世帯を優先的に利用調整して構わない」から「至急入所したい」に変更する
- ・きょうだいの入所案内条件の変更
- ・世帯構成の変更（同居家族が増えた、離婚してひとり親になった等）
- ・保育を必要とする事由に変更がある場合（保護者の退職や妊娠が判明した場合等） 等



【希望園等の申込内容変更期限】

- 一次選考分：令和7年11月7日（金）23時59分まで
- 二次選考分：令和8年1月30日（金）23時59分まで
- 三次選考分：令和8年2月27日（金）23時59分まで
- 随時入所分：P.6に記載の各申込期限 23時59分まで

■ 申込みの取下げ又は内定を辞退する場合

入所（転園）申込みの取下げ又は入所内定を辞退する場合は、下記よりご申請ください。



【内定辞退期限】

- 一次選考、二次選考内定者に対しては文書にて期限を通知します。
- 三次選考、随時選考の入所内定を辞退する場合は、別途保育教育課までお尋ねください。
- ※内定を辞退する場合、当該年度中の選考において減点がつきます。
- また、当月分の保留通知書（待機証明書）は発行されません。

■ 摂津市に住民登録があり摂津市外の保育施設の利用を希望する場合

● 転出予定がない場合

- ・ 利用を希望する保育施設のある市区町村に入所申込締切日や必要書類をご確認のうえ、申込締切日の10日前までに申込書類一式を書面で保育教育課にご提出ください。
- ・ 他市区町村の一斉入所申込受付開始日が摂津市の一斉入所受付開始日（令和7年10月6日）よりも早い場合、他市区町村の一斉入所申込受付開始日から申込みを受付します。
- ・ 摂津市内の保育施設の利用も希望される場合は、別途電子申請にてお申込みください。
- ・ 摂津市外の保育施設の利用が内定した場合、利用可能期間は令和9年3月31日までとなります。令和9年度も引き続き利用を希望される場合は、令和9年4月の入所申込みが必要です。再度入所選考が行われますので、令和9年度以降の継続通園は確約できません。
- ・ 利用の可否については、摂津市ではなく、保育施設の所在地の市区町村が決定します。

● 転出予定がある場合

- ・ 転出先の市区町村に直接申込む場合と、摂津市へ申込む場合があります。申込み先や申込締切日、必要書類については転出先市区町村にご確認ください。

■ 摂津市外に住民登録があり摂津市の保育施設の利用を希望する場合

● 摂津市に転入予定の場合

- ・ 利用希望日の前日までに摂津市に転入することが確定している場合に限り、摂津市民と同様の受付を行います。摂津市への転入が確定していることを証明する書類として、住居の売買契約書又は賃貸契約書等の写しを添付のうえ、直接摂津市へ申し込んでください。
- ・ 摂津市内の実家に転入予定の場合、上記添付書類は不要です。同居家族欄に実家に居住しているご家族の氏名等をご入力ください。
- ・ その他の必要書類についてはP.16をご確認ください。
- ・ 転入先が実家ではなく、かつ上記書類がない（転入先住所が確定していない）場合、住民登録のある市区町村へお申込みください。提出書類は居住する市区町村が入所申込みの際に必要な書類と同様です（住民登録のある市区町村の様式でご準備ください。）。提出期限についてはお住まいの市区町村にご確認ください。選考は摂津市民が優先となりますので、原則摂津市民の入所希望者がいない場合のみ入所可能です。
- ・ 利用希望日の前日までに摂津市内への居住が確認できないと、原則入所承諾が取消しになります。

● 摂津市に転入予定がない場合

- ・ 申込締切日や必要書類等は、住民登録のある市区町村にご確認ください。
- ・ 入所選考の調整では、摂津市民が優先されます。原則、摂津市民の入所希望者がいない場合のみ入所可能です。
- ・ 入所が内定した場合、利用可能期間は令和9年3月31日までとなります。令和9年度も引き続き利用を希望される場合は、令和9年4月の入所申込みが必要となります。再度入所選考が行われますので、令和9年度以降の継続通園は確約できません。

■ 待機証明書の発行

- 入所選考の結果、入所ができず待機になった方については、申請をすることで待機証明書の発行が可能です。育児休業の延長等の手続きが必要な方は、申込書に記入のうえ保育教育課までご提出ください。電話もしくは電子申請でも受け付けています。電子申請は下記フォームから行ってください。なお、電子申請の場合、待機証明書の郵送までに1週間ほど時間を要することがありますので、お急ぎの場合はお電話にてお申込みください。

※入所申込後最初の選考月については待機となった全ての方に保留通知書を郵送します。

※4月入所分に係る保留通知書は三次選考終了後、3月末頃に郵送します。



【申請可能日】

待機証明書の発行を希望する入所希望月分の選考会実施日以降

※選考会は原則前月16日（16日が土日祝日の場合翌平日）

## 6. 障害児保育等の支援について

障害のあるお子様や発達の課題のため、支援が必要なお子様1名又は2名につき、保育士を1名配置します。

### <市内保育施設に在園中の児童（2・3号認定児童）以外が障害児保育を希望する場合>

#### ■ 入所選考

- 障害児保育の希望は4月入所のみ申込みが可能です。年度途中はご希望されても入所できません。
- 4月入所の利用調整の結果、待機となる場合があります。その場合、年度途中の入所調整は行われませんので、次年度の4月入所申込みを行っていただくこととなります。
- 入所にあたっては、発達検査の結果や医師又は関係機関による所見書などの書類が必要となります。書類の提出については別途個別に依頼します。

#### ■ 申込方法

- 入所申込みは電子申請のみとなります。「5.入所申込みについて（P.7）」の「入所申込フォーム」からお申込みください。

#### ■ 申込期限

- 令和7年10月6日（月）0時00分～令和7年10月24日（金）23時59分まで

#### ■ 面談の実施

- 障害児保育を希望し入所申込みをする場合は、面談が必要です。下記フォームから予約のうえ、お子様の同伴が可能な場合はお子様同伴でご来庁ください。



【面談期間】令和7年10月7日（火）～令和7年10月24日（金）  
※面談希望日の前日17時までにご予約ください。  
※面談希望日の前日17時まで「5.入所申込みについて（P.7）」から入所申込を完了させてください。

※医療的な配慮を希望される場合は担当職員との面談が必要です。上記面談予約フォームではなく、電話での日程調整となりますので保育教育課までご連絡ください。

#### ■ 希望園等の変更

- 希望園等を変更する場合は下記フォームから行ってください。電話や窓口では変更できませんのでご注意ください。



【希望園等の変更期限】  
令和7年10月24日（金）23時59分まで

■ 入所申込後の流れ

- 入所申込後の主な流れは以下のとおりです。※実施時期は変更になる場合があります。

時期	内容
10月上旬～下旬	市役所で面談（お子様も同伴可能な場合は同伴）
10月下旬～11月上旬	利用調整
11月上旬～中旬	利用調整がついた方のみ、市から電話連絡
11月～12月	利用調整がついた方のみ、市役所で担当職員と面談（お子様同伴）
12月上旬～12月中旬	利用調整結果を郵送
【以下、利用調整がついた方のみ】	
12月～2月	保育施設で1日保育（公立園は2日保育）
3月上旬	結果（諾否）を保育教育課から電話連絡
3月末	入所承諾通知、副食費免除判定等に係る通知を郵送

- 利用調整がついた場合、11月中旬～12月上旬頃、お子様同伴で再度面談を実施します。あらかじめご申請いただいたお子様の状況等をもとに面談を実施しますので、下記フォームから事前に申請してください。面談実施日の調整は、利用調整結果の電話連絡時に行います。



【申請期間】利用調整がついた旨の連絡を受けた後、  
面談実施日の前日 17 時まで

■ 医療的な配慮を必要とするお子様

- 医療的な配慮を必要とするお子様については、現在、公立2園及びせつつあそびまち遊育園で受入れを行っています。
- 公立園については、3歳児クラス以上の児童のみ受入れ可能です。せつつあそびまち遊育園については、状況により2歳児クラス以下も受入れ可能な場合があります。
- 入所申込みを希望する旨を、9月30日（火）までに保育教育課へご連絡ください。
- 入所申込方法、希望園の変更期日については、P.11に記載のとおりです。
- 入所申込みの主な流れは以下のとおりです。※実施時期は変更になる場合があります。

時期	内容
9月1日～9月30日	申込み希望の旨、保育教育課へ電話連絡
10月6日～10月24日	入所申込み、市役所で担当職員と面談（お子様も同伴可能な場合は同伴）※10月24日までに「医療的ケア実施申込書」等を提出
10月下旬～11月上旬	関係機関からの意見聴取、利用調整
11月上旬～中旬	利用調整がついた方のみ、市から電話連絡
11月～12月	利用調整がついた方のみ、保育施設で面談（お子様同伴）
12月上旬～12月中旬	利用調整結果を郵送
【以下、利用調整がついた方のみ】	
12月～1月	保護者、児童、市職員、保育施設職員が児童の主治医を訪問し面談
1月～2月	保育施設で1日保育
3月	結果（諾否）を保育教育課から電話連絡
3月末	入所承諾通知、副食費免除判定等に係る通知を郵送

## <市内保育施設に在園中の児童（2・3号認定児童）が障害児保育を希望する場合>

### ■ 利用調整

- 在園中の保育施設で障害児保育に係る利用調整を行います。在園中の保育施設以外で障害児保育の申込みをすることはできませんのでご注意ください。

### ■ 申込方法

- 障害児保育の申込みは電子申請のみとなります。下記申請フォームよりお申込みください。



#### 【申請期間】

令和7年10月6日（月）0時00分～

令和7年10月24日（金）23時59分まで

※入力には30分～1時間程度を要しますので、お時間に余裕をもってお申込みください。

### ■ 面談の実施

- 障害児保育の申込みにあたり、面談が必要です。下記面談予約フォームから日時を予約いただき、来庁ください。



【予約期間】令和7年9月1日（月）～令和7年10月31日（金）

【面談期間】令和7年10月8日（水）～令和7年11月11日（火）

※面談希望日の前日17時までにご予約ください。

※面談希望日の前日17時まで、上記「加配申請フォーム」から申込みを行ってください。

※上記期間内に来庁できない場合は別途ご相談ください。

### ■ 申込後の流れ

- 申込後の主な流れは以下のとおりです。※実施時期は変更になる場合があります。

時期	内容
10月上旬～11月中旬	市役所で担当職員と面談（お子様同伴）
12月～2月	保育施設で1日保育（公立園は2日保育）
3月上旬	結果（諾否）を保育施設から報告

## 7. 内定取消しについて

選考時点と入所時点で、保育要件の変更や転職、就労時間の減少等により、点数に差異が生じた場合、再選考を行い、内定が取消しになることがあります。申込みの際は、入所日時点の状況に基づく必要書類（就労証明書等）を提出してください。状況に変更がある場合は、必ずすみやかに保育教育課までご連絡ください。

**内定取消となるケースの一例** P.33~34 の利用調整基準に基づく指数を記載しています。

(例 1) 育児休業から復帰予定として入所申込みをしていたが、元の職場に復帰せず転職するため、入所選考における点数が下がる場合

入所申込時：「1 基本指数」番号 1 の 10 点 + 「2 調整指数」番号 1 の 3 点 = 13 点  
再選考時：「1 基本指数」番号 1 の 10 点

※一度復職し、その後転職する場合は内定取消しになりません。

(例 2) 申込書類で就労証明書を提出し、月間 160 時間勤務と届け出て選考されていたが、入所申込後に転職し、入所月の勤務時間が月間 150 時間に減少する場合

入所申込時：「1 基本指数」番号 1 の 10 点  
再選考時：「1 基本指数」番号 2 の 9 点

(例 3) 申込書類で就労証明書を提出し、「就労要件」で選考されていたが、入所申込後に退職し、入所日の前日時点で転職先が未定のため、本来「求職活動要件」で選考される場合

入所申込時：「1 基本指数」番号 1 の 10 点  
再選考時：「1 基本指数」番号 19 の 1 点

(例 4) 申込書類で就労証明書を提出し、「就労要件」で選考されていたが、入所申込み後に退職し、期日までに新しい職場の就労証明書が提出できない場合

入所申込時：「1 基本指数」番号 1 の 10 点  
再選考時：指数が付けられないため再選考不可

(例 5) 申込書類で就労証明書を提出し、「就労要件」で選考されていたが、下のお子様を妊娠しており、入所後に復職せず下のお子様の産前休業を取得するため、本来「出産前後要件」で選考される場合

入所申込時：「1 基本指数」番号 1 の 10 点  
再選考時：「1 基本指数」番号 9 の 8 点

(例 6) 申込書類で就労証明書を提出し、月間 160 時間勤務と届け出て選考されていたが、復職後の雇用形態がパートに変更となり、雇用契約上の就労時間が 120 時間に減少する場合

入所申込時：「1 基本指数」番号 1 の 10 点  
再選考時：「1 基本指数」番号 3 の 8 点

※利用調整指数は雇用契約上の勤務時間により算定します。雇用形態に変更がなく短時間勤務制度を利用する場合は点数が下がらないため、内定取消しになりません。

## 8. 申込時の必要書類

■ 次の①～⑥までの該当書類をそろえて申し込んでください。

No	必要書類	児童1名につき1枚	1世帯につき1枚
①	保育所等入所申込書（兼保育児童台帳）	○	×
②	子どものための教育・保育給付認定申請書	○	×
③	こどもの健康・育ち調査票	○	×
④	保育所等入所申込に関する確認・同意書	○	×
⑤	保育が必要な事由を証明する書類	×	○（必要な方1枚ずつ）
⑥	その他の必要な書類や手続き	×	○（該当する場合）

**※電子申請の場合、①～④は入力事項となりますので書面の準備は不要です。**

■ ⑤保育が必要な事由を証明する書類について

- 保育が必要な事由を証明する書類は、保護者の方それぞれの分が必要です。
- 18歳以上65歳未満の同居家族（世帯分離をしている親族等を含む。）がいる場合は、利用調整（入所選考）の資料として使用しますので、保護者以外の同居者の証明書もご提出ください。提出がない場合は、保育可能な方と同居していると判断し、保育の必要性が低いとみなして減点となります。
- 以下の表のように、該当する事由で必要となる書類が異なります。

保育を必要とする事由		必要書類
就労	居宅外労働	就労証明書
	自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）	就労証明書及び確定申告書の写し（開業後間もないため、確定申告を一度も行っていない場合は営業許可証又は開業届の写し）
	内職	内職証明書
出産前後		母子健康手帳の写し（父母の氏名及び分娩予定日記載のページ）
傷病・障害等	保護者の傷病	保育が必要である旨の記載がある傷病証明書又は診断書等
	障害又は障害に相当する場合	①手帳の交付を受けている方 …身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ②手帳の交付を受けていない方…診断書、障害年金証書の写し
同居親族の介護・看護		介護・看護申立書及び介護又は看護が必要なことがわかる書類（診断書、要介護認定を受けているとわかる介護保険証の写し等）
求職活動		誓約書兼求職活動報告書
就学		在学時間が分かるもの（時間割等）及び在学の証明書（在学証明、学生証の写し等）
育児休業（在園児のみ適用）		育児休業証明書又は育児休業の取得期間が記載された就労証明書

- 万が一、保護者の方が証明書類を、証明者に無断で作成又は改変した場合は、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪により罰せられる可能性があります。

■ ⑥その他の必要な書類や手続き

下表に該当する場合のみ、世帯ごとに各証明書等が必要となります。

保護者（世帯）の状況等	必要な書類又は手続き
令和7年1月1日以前から 摂津市に住民登録がある方	令和7年度の市民税が摂津市で決定されていない （確定申告や年末調整等を行っておらず、配偶者 等の扶養にも入っていない）場合は、 <u>令和7年度 市民税（確定）申告</u> の手続きが必要です。
令和7年1月2日以降に 摂津市に住民登録された方	令和7年度の市町村民税が転入前の市区町村で決 定されていない場合は、 <u>転入前の市区町村で令和 7年度市民税（確定）申告</u> の手続きが必要です。
同居家族が右欄に該当する手帳等を お持ちの場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳又は特別児童扶養手当の受給証などの写し
生活保護の受給世帯	生活保護の受給証明書 ※生活支援課にて発行
職種（客室乗務員や長距離運転手等）や出張により、 週4日（年間200日）以上自宅を不在にする場合（※）	直近3か月間の出張場所等の勤務実態、日数等が 記載された書類の写し（様式不問） ※利用調整指数にて加点がつきます
認可外保育施設を利用中の場合 （週4日（月16日）以上かつ月64時間以上）	認可外保育施設等利用証明書
以下の施設に通う就学前のきょうだいがいる場合 ・企業主導型保育事業、特別支援学校（幼稚部）、 児童心理治療施設（通所部）、児童発達支援（医療 型・居宅訪問型含む）	在園（通園）証明書 ※在園（通園）している施設にて発行
別居のきょうだいがいる場合	別居世帯員申立書と、別居世帯員の住民票又は 身分証明書の写し ※保育料又は副食費の免除判定における多子計算 において、別居のきょうだいを算入するために 必要です。適用を希望しないときは不要です。
摂津市に転入予定の場合	転入が確定していることを証明する書類（転入先 住所又は地番が記載された契約書等の書類（契約 者及び住所（地番）が確認できる面））の写し及 びマイナンバー確認書類・本人確認書類（次ペー ジ参照）
摂津市に住民登録があり、 摂津市外の保育施設の利用を希望する場合	必要書類①保育所等入所申込書の希望施設欄に、 摂津市外の保育施設を記載し、①～⑥までの 該当書類をそろえてお申込みください。
摂津市外に居住中で摂津市に転入予定ではないが、 摂津市の保育施設への利用申込を希望する場合	住民登録のある市区町村でお申込みください。

※ 週4日（年間200日）以上自宅を不在にする場合

- 夜勤やシフトのため、日中は不在であるが早朝に帰宅する場合等は対象外です。
- 月曜日から出張し水曜日に帰宅する場合、出張日数（不在日数）は2日で計算します。

## 9. マイナンバー（個人番号）の届出（転入予定の方）

- 保育所・認定こども園等の利用に係る個人番号による情報連携について  
マイナンバーを届け出た場合、保育料の算定に必要な書類（課税証明書等）の提出を省略することができます。届出には、下記のとおりマイナンバーの番号確認書類及び身元確認書類が必要です。A4サイズの用紙に上記書類をコピーし、入所申込をする児童の氏名、生年月日を用紙の右上に記載のうえ、入所申込時に保育教育課まで書面でご提出ください。

※ 摂津市に住民登録がある場合、マイナンバーの届出は不要です。

※ 電子申請ではマイナンバーの届出はできません。

※ 代理人（配偶者を含みます。）が届出する場合は、委任状を提出してください（「保育料算定に係る個人番号の届出に関する一切の権限を委任する」旨を記載した委任状）。

- マイナンバー（個人番号）の届出に必要な書類  
個人番号を記載して申請書等を提出する場合、(1) 正しい番号であることの確認（番号確認）と、(2) 正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

【次の（1）と（2）の両方の書類が必要です】

(1) 番号確認としての届出書類

(ア) 次のうちから1つ

- ・個人番号カード（番号の記載がある面の写し）
- ・個人番号が記載された住民票等の写し



(2) 身元確認としての届出書類（「ア」と「イ」のいずれか1つ）

(ア) 次のうちから1つ（顔写真つきの本人確認書類）

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ・個人番号カード（氏名等の記載がある面の写し） | ・運転免許証      |
| ・運転経歴証明書                | ・パスポート（旅券）  |
| ・精神障害者保健福祉手帳            | ・療育手帳       |
| ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書  | ・特別永住者証明書 等 |

(イ) 次のうちから1つ（顔写真のない本人確認書類）

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| ・公的医療保険加入を示す証明書（資格確認書等）     | ・年金手帳や各種年金証書 |
| ・児童扶養手当証書                   | ・特別児童扶養手当証書  |
| ・公的扶助制度の受給者証（生活保護、医療費助成その他） |              |
| ・本人名義の預金通帳                  | ・民間企業の社員証    |
| ・各種学校の学生証 等                 |              |

- マイナンバー（個人番号）による情報連携で課税状況の確認が出来ない場合  
転入前の市区町村で年末調整や確定申告等を行っておらず、マイナンバーによる情報連携で課税状況の確認ができない場合は、保育料等の算定に必要な情報を取得できないため、最高額での算定となります。該当する方には個別に連絡させていただき、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

## 10. 産休・育休明け保育所等入所予約（令和9年度4月入所）

- 産休・育休を取得中もしくは取得予定の摂津市在住の方を対象に、4月1日の入所予約を受け付けています。申込期限は令和8年9月11日（金）です。
- 0歳児クラスへの入所となる（入所を希望する年度の4月1日時点の満年齢が1歳に達していない）児童に限ります（令和9年度0歳児クラスの年度途中での入園を希望される方は、この制度を利用できません）。
- 4月1日の入所日から、1か月以内に復職できる方が対象です。入所日より前に復職する場合は申込みできません。
- 実施施設について

子育て総合支援センター	とりかいこども園	摂津ポッポせんりおか保育園
勝久寺保育園	ポポラー大阪南千里丘園	わかば保育園
摂津さつき保育園	千里丘愛育園	KENTO ひまわり園
みなみせんりおか遊育園	がくえんちょう遊育園(※)	正雀ひかり園
せつつあそびまち遊育園	せつつ遊育園	つるのひまわり園
正雀愛育園	一津屋愛育園	鳥飼さつき園
こどもの杜藤森学園	摂津ひかり保育園	とりかい遊育園
とりかいひがし遊育園	こどもなーと千里丘保育園	こどもなーと摂津保育園
摂津ポッポ保育園香露園校	摂津ポッポ保育園正雀校	こどもなーと正雀保育園

(※)がくえんちょう遊育園はみなみせんりおか遊育園の分園です。

- 詳細は下記ホームページをご確認ください。



## 11. 小規模保育事業等の連携施設

- 以下のとおり、卒園児の受入れに関して連携施設が設定されています。
- 転園の手続き（通常の保育所等入所申込み）をしていただくことで、連携先の施設に入所することができますが、下記の通り定員等の条件があります。

### 【連携施設】

No	施設名	連携先
①	摂津ポッポ保育園正雀校	かおり幼稚園
②	摂津ポッポ保育園正雀校 摂津ポッポ保育園香露園校	摂津ポッポせんりおか保育園
③	せつつ遊育園分園 (せつつ遊育園0歳児クラス)	あとりえらぼ遊育園
④	こどもなーと摂津保育園	あとりえらぼ遊育園（幼稚園枠） せつつあそびまち遊育園
⑤	こどもなーと千里丘保育園	
⑥	こどもなーと正雀保育園	
⑦	たいしょうがわ遊育園 Bebe Maison	みなみせんりおか遊育園（幼稚園枠）

- ※ ①について、かおり幼稚園への転園の手続きの詳細は、幼稚園へご確認ください。
- ※ ②について、各園から2名ずつ（園ごとに2名に満たない場合は、2園合わせて最大4名）が連携対象となり、希望者が多い場合は選考となります。
- ※ ③について、せつつ遊育園の0歳児はせつつ遊育園分園として運営されており、1歳児への進級時に自動的にせつつ遊育園（本園）へ転園することとなりますが、4月入所の一斉受付時にあとりえらぼ遊育園への転園の申込みをした場合、3名までが連携対象となります。
- ※ ④⑤⑥について、3園合わせて最大2名があとりえらぼ遊育園（幼稚園枠）と連携対象となり、3園のその他の卒園児はせつつあそびまち遊育園との連携対象となります。
- ※ ⑦について、みなみせんりおか遊育園への転園の定員設定や手続きの詳細は、みなみせんりおか遊育園へご確認ください。
- ※ 障害や食物アレルギーのあるお子様や医療的な配慮が必要なお子様など、保育において支援が必要な場合は、連携先への転園ができない場合があります。申込前に保育教育課へご相談ください。

## 12. 入所前の健康診断

- 入所前に健康診断を受けていただきます。その結果、医師が児童の健康上入所を不相当と判断したときや伝染性疾患があるときなどは、入所をお断り又は延期することがあります。

### 1.3. 在園中に変更が生じた場合の届出

- 在園中に世帯の状況や保育の必要性の事由、就労先等に変更がある場合、事前の届け出が必要です。各申請フォームより、お手続きください。
- 在園中の保育施設にも、必ず変更内容をお伝えください。
- 必要書類が事後提出となる場合は、事前に保育教育課までご連絡ください。
- 下記以外の内容変更がある場合は、保育教育課までご連絡ください。

※各種様式はホームページからダウンロード可。

変更事項		必要書類	申請フォーム
世帯状況	市外への転出	転出月の当月末まで在籍可能。 転出後も継続通園を希望する場合はお早めにご相談ください。	退園届
	再婚等	再婚や、内縁関係者・パートナーと同居の場合。配偶者等の課税額を含めて保育料等を算定します。	配偶者等の保育を必要とする事由の証明書（就労証明書等）
	離婚等	離婚した場合や、離婚を前提に右記①②の書類を提出できる場合。ひとり親として保育料等を算定します。※配偶者や元配偶者と住民票上別居の場合のみ（世帯分離は同居と見做します）。	＜離婚後の場合＞ 離婚届受理証明書又は戸籍謄本等 ＜離婚前の場合＞ ①裁判所からの離婚調停に関する呼び出し状や弁護士との契約書等 ②申立書
	その他の世帯状況の変更	同居家族の増加や減少、障害者手帳の取得等がある場合。	障害者手帳の写し等
保育の必要性	妊娠・出産	妊娠が分かった場合。	母子手帳の写し（父母の氏名及び分娩予定日がわかるページ）
	育児休業の取得	父または母が、育児休業を取得する場合。	育児休業証明書 ※父母ともに取得する場合、父母それぞれの提出が必要です。
	育児休業からの復職	育児休業から復職する場合。	復職証明書又は就労証明書 ※復職日の記載が必要です。
	その他休職からの復職	病気休暇、病気休業等の休職から復職する場合。	就労証明書 ※復職日の記載が必要です。
	退職	転職先が決まっていない場合。	誓約書兼求職活動報告書
	転職	転職先が決まっている場合。	就労証明書 ※（例）8月20日に退職し10月1日からの就労開始が決まっている場合、9月中は求職活動要件となるため、「誓約書兼求職活動報告書」も提出してください。
	休職（傷病によるもの）	病気休業や病気休暇等、傷病による休職の場合。	傷病証明書又は職場に提出する診断書の写し
勤務時間の変更	雇用元に変更はなく、雇用契約上の就労時間が変更になる場合。	就労証明書 ※短時間勤務制度に係る就労時間の変更の場合は提出不要です。	



### 1.4. 退所及び保育の実施の解除

- 市外への転出や保護者の退職などにより退所されるとき、又は児童の病気などで長期欠席されるときは、必ず事前に保育施設及び保育教育課へご連絡ください。
- 次のいずれかが判明したときは、入所中でも保育の実施を解除することがあります。
  - (1) 入所申込みにおいて、虚偽の記入又は申立があった場合
  - (2) 現に摂津市内に居住していない場合
  - (3) 世帯構成・退職など家庭状況の変更によって、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合

## 15. 令和8年度の保育料

令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育料は無償です。ただし、保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外のため、各園による実費負担へ移行しております。

令和8年度 保育所・認定こども園・小規模保育事業 保育料表（月額）

児童の属する世帯の階層区分				0歳児・1歳児・2歳児				第3子以降 及び 3歳以上児
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				第1子	第2子	第1子	第2子	
第1	A	被保護世帯等及び里親世帯		円 0	円 0	円 0	円 0	0
第2	B	A階層を除き、 非課税	均等割非課税世帯	0	0	0	0	
第3	C1		均等割課税世帯	9,000	4,500	8,800	4,400	
		ひとり親世帯等	3,600	0	3,500	0		
第3	C2	市町村 民税の 所得割 課税額が 次の区 分に該 当する 世帯	48,600円未満	11,500	5,750	11,300	5,650	
			ひとり親世帯等	4,700	0	4,600	0	
第4	D1	48,600円以上 60,000円未満	ひとり親世帯等	5,700	0	5,600	0	
			60,000円以上 67,000円未満	19,000	9,500	18,600	9,300	
	D2	67,000円未満	ひとり親世帯等	6,800	0	6,700	0	
			67,000円以上 77,101円未満	23,000	11,500	22,600	11,300	
D3	77,101円未満	ひとり親世帯等	8,000	0	7,850	0		
		77,101円以上 97,000円未満	23,000	11,500	22,600	11,300		
第5	D5	97,000円以上 133,000円未満	ひとり親世帯等	31,700	15,850	31,100	15,550	
			133,000円以上 169,000円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	
第6	D7	169,000円以上 256,000円未満	ひとり親世帯等	45,800	22,900	45,000	22,500	
			256,000円以上 301,000円未満	48,600	24,300	47,700	23,850	
第7	D9	301,000円以上 397,000円未満	ひとり親世帯等	55,800	27,900	54,800	27,400	
第8	D10	397,000円以上	ひとり親世帯等	63,000	31,500	61,900	30,950	

※保育料は定額減税額反映後の市町村民税所得割世帯課税額で算定します。なお、住宅取得控除、寄付金控除（ふるさと納税分を含む）、外国税額控除、株式等譲渡所得割額及び配当控除等の特別控除については、適用前のもので算定します。

※「被保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯、小規模住居型児童養育事業を行う者です。

※「ひとり親世帯等」とは以下の世帯です。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる者がいる世帯

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 大阪府療育手帳に関する規則第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第1項に規定する受給資格者

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

※保育料のほか、保育施設ごとに各種実費負担があります。

## ■ 保育料の切り替えについて

保育料算定の基礎となる課税年度切り替えは9月です（算定は4月と9月に行います。）。  
令和8年4月から令和8年8月まで→令和7年度の市町村民税の課税額をもとに決定します。  
令和8年9月から令和9年3月まで→令和8年度の市町村民税の課税額をもとに決定します。

## ■ 保育料の算定基礎について

父母の市町村民税額を基礎として保育料を決定します。

ただし、父母の収入合計額が103万円未満で、同居の祖父母等いずれかの収入が300万円以上ある場合は、その祖父母等の方の市町村民税額をもとに算定を行います。この場合でも、本年の父母の3か月分の平均収入を勘案し、年間収入が103万円以上見込めるときは、父母の市町村民税額により算定することができる場合があります。該当される場合は、保育教育課へご相談ください。

## ■ 認定時間（保育標準時間認定と保育短時間認定）について

保育要件や就労時間等に応じて決定します（「3. 保育時間と保育要件」をご確認ください。）。

認定時間の変更を希望する場合、変更を希望する月の前月中に保育教育課へご連絡ください（場合によっては書類の提出が必要なことがあります）。急遽の変更希望は別途ご相談ください。

## ■ 第1子、第2子、第3子以降の適用（多子軽減）について

児童に兄弟がいる場合、児童が第2子の場合は保育料表の金額から半額、第3子以降の場合は無料となるなどの多子軽減があります。適用方法は、世帯の区分や市町村民税の状況に応じ、次のとおりです。

◆ 2号・3号認定のひとり親世帯等で、市町村民税所得割世帯課税額が 77,101円未満の世帯

◆ 2号・3号認定の上記以外の世帯で、市町村民税所得割世帯課税額が 57,700円未満の世帯

⇒ 児童の兄弟として年齢制限はなく、年齢が高い順に第1子（全額）・第2子（半額）・第3子以降（無料）となります。兄弟については、児童の属する世帯と生計を一にすることなどの要件があります。別居の兄弟を含める場合は、「別居世帯員申立書」の提出が必要です。

◆ 2号・3号認定のひとり親世帯等で、市町村民税所得割世帯課税額が 77,101円以上の世帯

◆ 2号・3号認定の上記以外の世帯で、市町村民税所得割世帯課税額が 57,700円以上の世帯

⇒ 児童の兄弟としては、下枠の算定対象施設を利用している同一世帯の就学前児童のうち、年齢が高い順に第1子（全額）・第2子（半額）・第3子以降（無料）となります。

認可保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等）、企業主導型保育事業、特別支援学校（幼稚部）、児童心理治療施設（通所部）、児童発達支援（医療型・居宅訪問型含む）

## ■ 保育料の変更について

・次のいずれかに該当する場合は、保育料が変更となる場合がありますので、保育教育課へご連絡ください。

（ア）～（ウ）は該当することとなった日の翌月分以降の保育料、（エ）は欠席した月分の保育料がその対象となります。なお、事後のご連絡である場合は、年度内に限り、遡って変更可能です。

（ア）所得の修正申告等により保育料決定の根拠となる年の市町村民税額に変更があるとき

（税務署や市役所市民税課で手続きされた場合でも、保育教育課に変更内容のご連絡がなければ、保育料を変更できないことがあります。）

（イ）婚姻・離婚・死別その他の事情により、世帯状況に変更があったとき

（ウ）地震等の被災により、被害規模が半壊以上の罹災証明書が発行されたとき

（エ）やむを得ず長期欠席した場合で、次の i と ii のいずれにも該当する場合

i. 児童の事故又は疾病等によること（診断書等の証明書類が必要です。）

ii. 15日以上連続して欠席すること

- ・失業・傷病等によって所得が著しく減少し、保育料の支払いが困難となったときは、申請により、申請月の翌月分から保育料が変更となる場合がありますので、保育教育課へご連絡ください。
- ・月途中の入退所があったときは、日割り計算により減額となる場合があります。
- ・緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないときは、日割り計算により減額となる場合があります。

#### ■ 保育料の滞納について

保育料は必ず納期限までに納付してください。納期限までに納付がなく、督促後も納付が無い場合は、地方税の例により、勤務先への給与照会等の財産調査のうえ、滞納処分（財産の差し押さえ等）の対象となります。また、きょうだいの入所選考の際に、減点の対象となります。

## 16. 給食費（食材料費）

- 0歳児から2歳児の給食費は、保育料に含まれます。
- 3歳児から5歳児の給食費（食材料費）は、主食費（お米やパン）や副食費（おかずやおやつ）として、各園による実費徴収です（金額については、各園によって異なります。）。
- 副食費の支払い免除について
  - 3歳児から5歳児で、次のいずれかに該当する場合、副食費の支払いが免除されます。
    - ① 第3子以降（多子カウント（きょうだい）の対象は、P.22「第1子、第2子、第3子以降の適用（多子軽減）について」の取り扱いに準じます）
    - ② 市町村民税の所得割世帯課税額が一定額未満
      - ※ 市町村民税の所得割世帯課税額は保育料の算定と同様の方法で判定します。
      - ※ ひとり親世帯等は77,101円未満、それ以外の世帯は57,700円未満
    - ③ 養育里親又は生活保護世帯等の被保護世帯
  - 保育料等決定通知書の「副食の提供費用の支払の免除の有無」欄にてお知らせします。

## 17. 実費徴収にかかる補足給付事業

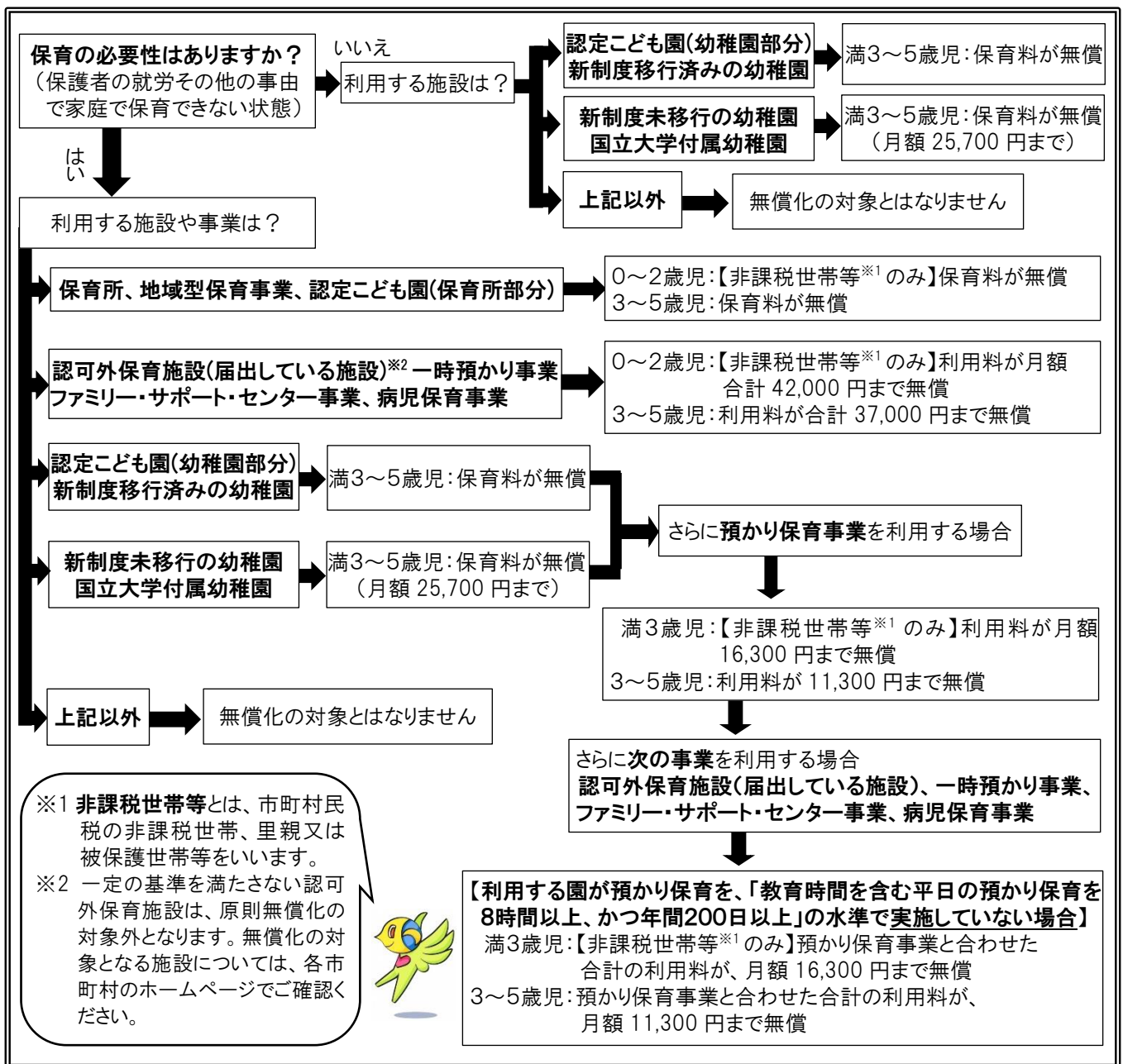
- 補助要件に該当する場合、保育施設における日用品・文房具等に要する費用に対して補助金を受け取ることができます。詳細については、保育教育課へお問い合わせください。

#### 【補助対象者】

本市に居住する教育・保育給付認定保護者で、次のいずれかに該当する園児の保護者

- ① 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ③ 収入その他状況を勘案し、①②のいずれかに準ずる者

## 18. 幼児教育・保育の無償化



- 保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所枠）の在園児は、その保育料について無償化の対象となるため、認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業などその他のサービスを併用する場合、それらは無償化の対象外です。
- 認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、預かり保育事業の無償化を受けるためには、別途、施設等利用給付の2号又は3号の認定を事前に受けていただく必要があります。申請方法等については、幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）についての案内をご覧ください。
- 保育所等を申し込み、入所選考の結果保留となった場合、上記の施設等利用給付認定に関する「みなし認定」の対象となる場合があります。該当する場合には案内文書を送付しますので、希望される場合はお手続きください。

## 19. 一時預かり

### ■ 一時預かりの利用について

- 仕事や通院、看護、冠婚葬祭などのために一時的に児童の保育ができないときや、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を緩和するための一時預かりを実施しています。
- 事前の登録・申込みが必要です。利用を希望される保育施設に直接お問い合わせください。

### ■ 実施施設（各施設の連絡先は P.35 をご参照ください。）

子育て総合支援センター	千里丘愛育園	せつつ遊育園
つるのひまわり園	正雀愛育園	一津屋愛育園
摂津ひかり保育園	とりかい遊育園	とりかいひがし遊育園
摂津ひかり幼稚園		

## 20. 特別保育の実施

### ■ 病児・病後児保育について

- 就学前の「病気の回復期に至っていない子ども」や「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に病児・病後児保育を2か所で実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録票・利用届出書等は実施施設・各保育施設・保育教育課にあります。
- 別途費用が必要です。

実施施設名	電話番号	住所
遊育園こどもクリニック (せつつあそびまち遊育園併設)	06-6382-0300	摂津市三島三丁目14-75
エキスポキッズ (吹田徳洲会病院7階)	06-6816-8873	吹田市千里丘西21-1

### ■ 病後児保育について

- 保育所等入所中の「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に病後児保育を1園で実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録・申込用紙等は各保育施設・保育教育課にあります。
- 医師の意見書が必要です。

実施施設名	電話番号	住所
認定こども園摂津ひかり保育園	072-650-0123	摂津市鳥飼本町一丁目11-1

### ■ 休日保育について

- 保育施設に入所中の子どもを対象に、休日（日曜・祝日）に保護者の勤務等により家庭での保育が困難な場合、1園で休日保育を実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録・申込用紙等は各保育施設・保育教育課にあります。
- 利用申込は3日前までに実施施設へ連絡してください。

実施施設名	電話番号	住所
認定こども園せつつ遊育園	06-6382-0307	摂津市三島三丁目13-1

## 21. 企業主導型保育事業の利用

- 企業の従業員の子どもの保育を行う認可外の保育施設です（現在のところ、摂津市内にはありません。）。
- 利用申込先は、各施設です。
- 施設によっては地域枠の定員が設けられていますが、利用にあたっては市から保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、事前に「子どものための教育・保育給付認定申請書」と「保育が必要な事由を証明する書類」をご提出ください。詳細は P.15 をご確認ください。
- 認定日は申請日以降になります。申請日以前に遡及することはできませんのでご注意ください。

## 22. その他

- 以下の保育施設に変更の予定があります。

施設名	時期	内容
とりかいこども園	令和6年6月 ～令和9年2月	とりかいこども園は、園舎の建替工事を行っています。可能な限り騒音、振動の発生を軽減し工事を行う予定です。詳細は P.7 に掲載の市ホームページからご確認ください。
鳥飼さつき園	令和8年4月	利用定員の変更 (変更前) 170人 (変更後) 120人

※上記は現時点の予定のため、時期や内容が異なる場合がございます。

## 23. 入所申込みでよくあるご質問

※育児休業給付金の延長手続きや、入所申込みにおける内容・希望園の数等

による給付金の延長可否に関して、市は回答できません。

お勤め先の所管のハローワークにお尋ねください。

(※父母等の続柄は、入所希望児童からみた続柄で記載しています。)

### 【入所要件等】

- ① 両親の就労で入所を希望しています。勤務時間などによって入所できない場合がありますか？  
→あります。保育の必要性の認定を受けるためには、月 64 時間以上の就労が必要です。
- ② 祖父母と同居しています。就労証明書等は必要ですか？  
→18 歳以上 65 歳未満の同居家族については就労証明書等の書類の提出が必要です。世帯分離をしている同居家族も同様です。提出がない場合、入所の選考の際に減点の対象となります。祖父母だけでなく、きょうだい・おじ・おば等であっても同様です。学生の方は質問⑧の回答をご覧ください。  
なお、二世帯住宅で生活実態として完全別居かつ生計が同一でない場合は同居家族とみなしませんので、就労証明書等の提出は不要です。
- ③ 自営業の場合、どのような証明書が必要ですか？  
→「就労証明書」をお使いください。「5. 雇用の形態」の欄で、「自営業主」「自営業専従者」「家族従事者」「業務委託」のうち該当するものをチェックしてください。また、就労証明書のほかに「確定申告書」の写しを提出してください。開業後間もないため確定申告書を提出できない場合は「営業許可書、開業届」等、自営業であることを証明する書類の写しを提出してください。
- ④ 母親の病気の要件で保育施設に入所希望ですが、どのような証明書が必要ですか？  
→医師に「傷病証明書」を記入してもらってください。なお、「児童の保育ができない」旨の記載が必要です。
- ⑤ 祖父母の看護の要件で保育施設に入所希望ですが、どのような証明書が必要ですか？  
→ご自身で「介護・看護申立書」を記入し、内容の確認できる書類（介護保険証のコピー、障害者手帳等のコピーや医師の診断書等）を添付してください。
- ⑥ 派遣社員として、勤めていますが、派遣元又は派遣先のどちらの証明が必要ですか？  
→派遣元に就労証明書を記入してもらってください。ただし、勤務先・勤務時間等については、派遣先の内容を記入してもらってください。
- ⑦ 複数の会社で働いていますが、全ての会社の就労証明書が必要ですか？  
→必要です。全ての会社の就労証明書をご提出ください。ただし、父母以外の同居家族については、月 64 時間以上の就労又は就学を確認できれば、全てでなくても差しつかえありません。

- ⑧ 大学、職業訓練学校、専門学校等に通っていますが、どのような証明書が必要ですか？  
→学校在籍証明又は学生証のコピーをご提出ください。また、在学時間がわかる時間割、年間（月間）スケジュールも併せてご提出ください。保育の必要性の認定には、月 64 時間以上の在学時間が必要です。保育短時間認定、保育標準時間認定については、就労の場合と同様の条件となります。在学時間が月 64 時間を下回る場合は不十分となります。その場合、在学時間と合わせて月 64 時間以上となる就労を行っているときは就労証明書を、就職活動を行っているときは誓約書兼求職活動報告書をあわせてご提出いただき、その他のご事情の場合は、保育教育課までお問い合わせください。
- ⑨ 就労時間が不規則ですが、どのように記入すればいいですか？  
→月間の合計時間を記載してください。必ず休憩時間を含めてください。
- ⑩ 父親が単身赴任中ですが、父親の就労証明書等は必要ですか？  
→必要です。就労証明書中に単身赴任に関する箇所がありますので記入してもらってください。
- ⑪ 他市へ転出します。転出先の保育施設へ入所を希望する場合、どのように申込みすればよいですか？  
→転出前であれば、摂津市へお申込みいただけます。その際、申込書に希望する転出先の保育施設を記載してください。ただし、自治体によっては転入前でも直接申し込みができる場合があります。入所選考における優先順位に関わることがありますので、転出先の保育担当課へお尋ねください。
- ⑫ 育休復帰が5月1日ですが、4月1日付の入所の希望はできますか？  
→可能です。入所日から1か月以内に復帰してください。ただし、職場都合によりゴールデンウィーク明けにしか復職できない場合は保育教育課までご相談ください。

## 【入所選考について】

- ⑬ 自身の利用調整指数を教えてください。可能ですか？  
→可能です。保育教育課へ電話もしくは窓口でお問い合わせください。
- ⑭ 現在待機中ですが、自身の待機順位を教えてください。可能ですか？  
→個人情報保護の観点から、待機の順位をお伝えすることはできません。また、ご自身より点数の高い方が何点なのか等、他の世帯に関する情報もお伝えできません。待機者数についてのみ回答が可能です。
- ⑮ 3月に育児休業から復職し、認可外保育施設を使う予定ですが、10月に行う4月入所の申込では加点されますか？  
→利用調整基準の「2 調整指数」番号1（P.34）の加点がつきます。
- ⑯ 複数の会社で勤務している場合、基本指数はどうなりますか？  
→提出された就労証明書に記載されている就労時間を合算して基本指数を決定します。

## 【保育料等】

- ⑰ 保育料はどのように決定されるのですか？  
→P.21 に記載の保育料表に基づき、世帯の所得の階層区分や児童の年齢、きょうだいの状況等により決定します。なお、4月から8月は前年度市町村民税、9月から3月は当該年度の市町村民税が算定基礎となるため、9月に保育料が変更されます。  
※令和8年4月から令和8年8月の保育料は令和7年度の市町村民税、令和8年9月から令和9年3月の保育料は令和8年度の市町村民税が算定基礎となります。
- ⑱ 確定申告をしていない場合等税額が確認できない場合、保育料はどのように決定されますか？  
→税額が確認できない場合、一旦世帯の階層区分（P.21 参照）を最高額として保育料を算定します。
- ⑲ 母親が父親の配偶者控除の対象となっている場合でも、母親の市町村民税の申告が必要ですか？  
→配偶者控除の対象であっても、母親に一定以上の所得があるときは市町村民税が課税される場合があります。母親が非課税となる場合は申告不要です。
- ⑳ どのような場合に市町村民税の申告が必要ですか？  
→勤務先で年末調整を行っている場合や、所得税の確定申告を行っている場合は不要です。所得が無い場合や年末調整や確定申告の対象となっていない場合や、何らかの理由で所得があるにも関わらず年末調整や確定申告がお済でない場合は、市役所市民税課にお問い合わせのうえ、確定申告もしくは市町村民税の申告を行ってください。
- ㉑ 父親と別居しており離婚に向けて調停中ですが、父親は保育料算定の対象となりますか？  
→婚姻関係にある場合、保育料算定の対象となります。ただし、住民票上でも別居し、調停開始の呼び出し状等の提出があり、ひとり親家庭とみなされた場合は算定対象となりません。
- ㉒ 祖父母と同居していますが、祖父母は保育料の算定対象となりますか？  
→父母合わせて年収が103万円未満の場合、同居している祖父母等のいずれかに300万円以上収入があれば、その方の市町村民税で保育料を算定する場合があります。  
詳しくは、保育教育課までお問い合わせください。
- ㉓ 現在、3歳児クラスで副食費が免除されていますが、卒園まで免除されますか？  
→毎年4月と9月に免除判定をします。課税額の増減により、途中から免除の対象でなくなることもあります。反対に、途中から免除対象になることもあります。
- ㉔ 保育料は口座振替にて支払うことは可能ですか、また引き落とし日はいつになりますか？  
→公立認定こども園、私立保育所については摂津市より請求を行いますが、口座振替の利用は可能です。引き落とし日は27日（土日祝日の場合は金融機関の翌営業日）です。私立認定こども園、私立小規模保育事業につきましては園からの請求となりますので、各園にご確認ください。

## 【その他】

- ㉕ 育児休業給付金の延長手続きのため申請書の写しが必要です。写しはもらえますか？  
→入所申込に関する各種電子申請後、登録されたメールアドレス宛に申請内容を記載したメールが届きますので、メールを印刷してご利用ください。市から申込内容の写しはお渡しできません。ただし、スマートフォンを持っていない等の理由により書面申請を行った方については、お渡し可能です。

②⑥ 公立と私立の保育施設で何か違いはありますか？

→利用申込方法、利用調整、基本の利用者負担額（保育料）に違いはありません。

保育方針・内容、保育時間、延長保育料、給食費などの諸経費は施設ごとに異なります。

詳しくは各保育施設に直接お問い合わせください。

②⑦ 私立認定こども園の幼稚園枠（Ⅰ号認定）の利用を検討しています。入所申込は保育教育課に行えばよいですか？

→私立認定こども園の幼稚園枠（Ⅰ号認定）については各園に直接お申込みください。入所受入予定数等についても、希望施設に直接お問い合わせください。

利用調整指数について（どのような場合加点がつくのか）等、その他の「よくある質問」はホームページにも掲載しています。右下の二次元コードから該当ページを開くことができます。あわせてご覧ください。



## 24. きょうだい条件の設定

- きょうだい2人以上を同時に申込みする場合、きょうだい条件の設定が必要です。Q1～Q5の選択肢をそれぞれ選び、入所条件を決定してください。
- きょうだい3人以上を同時に申込する等、下記のいずれにもあてはまらない場合は、最も希望に近い選択肢をお選びいただき、実際に希望している条件を保育教育課までご連絡ください。
- きょうだいのうち1人でも内定した場合、就労等が必要です。その場合、待機となったきょうだいの預け先等(※)を確保いただく必要があります。預け先等の確保が困難で、きょうだい全員が入所できなければ就労等ができない場合、Q1で「①同時のみ」を選択してください。

(※) 預け先等の例：祖父母等の親族、幼稚園、認定こども園(幼稚園枠)、認可外保育施設、一時預かり、職場に連れて行く

兄弟姉妹が同時に入所申込みする場合の希望条件  
Q1～Q5について、回答欄へ当てはまる番号を記入の上、一覧表から条件をご確認ください。

Q1.きょうだいの入所タイミングは?

①同時のみ →Q2へ

②別の月でも大丈夫 →Q3へ

---

Q2.(Q1で①を選んだ方のみ)同じ園を希望?

③同じ園のみ →一覧表へ

④別の園でも大丈夫 →Q3へ

---

Q3.園を選ぶのに重視するのは?

⑤きょうだい同園を優先 →どちらを選んでもQ1で①を選んでいれば一覧表へ

⑥園の希望順位を優先 →どちらを選んでもQ1で②を選んでいればQ4へ

---

Q4.(Q1で②「別の月でも大丈夫」を選んだ場合)きょうだいの優先順は?

⑦上の子優先 →どれを選んでも、Q5へ

⑧下の子優先

⑨どちらでも

---

Q5.少なくとも一人が入所できる場合、もう一人は?

⑩きょうだい同園の時のみ入所する →どちら選んでも一覧表へ

⑪きょうだい別園でも入所する

【一覧表】 上記回答の組み合わせから条件を確認ください。条件の詳細は次ページ内定パターン参照。

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	条件
①	③	-	-	-	➡ A
①	④	⑤	-	-	➡ B1
①	④	⑥	-	-	➡ B2
②	-	⑤	⑦	⑩	➡ C1
②	-	⑤	⑧	⑩	➡ C2
②	-	⑤	⑨	⑩	➡ C3

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	条件
②	-	⑤	⑦	⑪	➡ D1
②	-	⑤	⑧	⑪	➡ D2
②	-	⑤	⑨	⑪	➡ D3
②	-	⑥	⑦	⑩	➡ E1
②	-	⑥	⑧	⑩	➡ E2
②	-	⑥	⑨	⑩	➡ E3

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	条件
②	-	⑥	⑦	⑪	➡ F1
②	-	⑥	⑧	⑪	➡ F2
②	-	⑥	⑨	⑪	➡ F3

【回答欄】

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5

<注意事項>

※きょうだいの一方のみが入所決定した場合、きょうだい条件は自動的に消滅します。次月以降の入所選考においてもう一方のお子様について、同園のみを希望される等、希望園が変更となる場合、希望園の変更手続きが必要です(元々の希望園で選考してよい場合は手続きは不要です)。  
 ※Q4にて⑦または⑧を選択すると、優先した子が内定しなかった場合には、もう一方が内定可能な状況であっても、ともに待機となります。

【内定パターン一覧】

<パターン一覧の見方>  
 ①②③… : 内定の付き方の優先順  
A : 内定施設 A : 非内定施設

**同時・同園のみ**

A

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

**同時・同園を優先** → (同時・同園で内定が出ない場合)同時・別園可

B1

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

それぞれ希望順位の高い施設から選考し、きょうだい両方がどこかで内定可能な場合のみ内定

B2

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

**同時・同園を優先** → (同時・同園で内定が出ない場合)上の子優先 ※上の子のみ内定の場合あり

C1

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

**同時・同園を優先** → (同時・同園で内定が出ない場合)下の子優先 ※下の子のみ内定の場合あり

C2

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

**同時・同園を優先** → (同時・同園で内定が出ない場合)一人のみ可

C3

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

**同時・同園を優先** → (同時・同園で内定が出ない場合)上の子優先・別園可 ※上の子のみ内定の場合あり

D1

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑥	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

**同時・同園を優先** → (同時・同園で内定が出ない場合)下の子優先・別園可 ※下の子のみ内定の場合あり

D2

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑥	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

**同時・同園を優先** → (同時・同園で内定が出ない場合)一人のみ可・別園可 ※片方のみ内定の場合あり

D3

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

上の子を希望順位順で選考し、下の子は上の子と同じ園で内定可能な場合のみ内定 ※上の子のみ内定の場合あり

E1

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

下の子を希望順位順で選考し、上の子は下の子と同じ施設で内定可能な場合のみ内定 ※下の子のみ内定の場合あり

E2

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

それぞれ希望順位順で選考し、より高い希望順で内定可能な子のみに内定 → もう一方は、同園の場合のみ内定 ※片方のみ内定の場合あり

E3

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

上の子を希望順位順で選考し、上の子が内定可能な場合、下の子を希望順位順に選考 ※上の子のみ内定の場合あり

F1

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑥	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

下の子を希望順位順で選考し、下の子が内定可能な場合、上の子を希望順位順に選考 ※下の子のみ内定の場合あり

F2

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

⑥	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

きょうだい別々に希望順位順で選考 ※片方だけ内定の場合あり

F3

①	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

②	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

③	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

④	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

or

⑤	第1希望	第2希望
上	A	B
下	A	B

## 25. 摂津市保育施設利用調整基準

摂津市の保育施設については、以下のとおり基準を設け、①から順番に利用調整します。

### 摂津市保育施設利用調整基準

①「産休・育休明け保育所等入所予約」で内定した児童(4月入所かつ0歳児のみ) 摂津市の産休・育休明け入所予約で内定を受けた児童。※入所申込が必要です。
②卒園児の受入れに関する施設間の連携協定に基づく転園に該当するとき 小規模保育事業の卒園児等の受入れ先として連携協定がある施設間の転園
③障害児等加配が必要な児童 保育士等による支援が必要な児童
④入所中の施設に上のクラスがなく、転園しなければならない児童(4月入所のみ) 小規模保育事業など就学前までのクラスがなく、3月末で卒園しなければならない児童。
⑤市内又は市外の保育施設で勤務する(または勤務予定の)保育士の保護者がいる児童 正規職員・非正規職員を問いません。ただし、朝・夕のみのパート勤務は対象外です。
⑥里親に養育されている児童
⑦上記以外の児童 下記の「利用調整指数表」に基づき、調整します。

### 利用調整指数表

#### 1 基本指数 (父母又は養育者の状況(もっとも指数の低い方で算定))

番号	必要性の事由	細目	点数	
1	就 労	月160時間以上の勤務時間	10	
2		会社等勤務 (在宅勤務含む) 自営業等	月140時間以上月160時間未満の勤務時間	9
3			月120時間以上月140時間未満の勤務時間	8
4			月100時間以上月120時間未満の勤務時間	7
5			月64時間以上月100時間未満の勤務時間	6
6		内職等	月160時間以上従事	5
7			月120時間以上月160時間未満従事	4
8			月64時間以上月120時間未満従事	3
9	出 産	出産又は出産予定日の前後各8週間(多胎妊娠の場合、出産前14週間、出産後8週間)以内で、保育の必要な場合	8	
10	保護者の 病気又は障害	病 気・怪 我	入院又は常時病臥・絶対安静	10
11			安静(子の保育ができない)	9
12			療養(子の保育に支障がある)	8
13		障 害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有する人。又はこれらと同程度の障害が認められる人	10
14			身体障害者手帳3級・4級、精神障害者手帳2級、療育手帳B1を有する人。又はこれらと同程度の障害が認められる人	8
15	身体障害者手帳5級・6級、精神障害者手帳3級、療育手帳B2を有する人。又はこれらと同程度の障害が認められる人		6	
16	同居親族の常時介護又は看護		8	
17	震災、風水害、火災等の復旧活動		12	
18	求職活動	内定先がある場合	2	
19		内定先がない場合	1	
20	学校又は職業訓練	月140時間以上通学	9	
21		月120時間以上月140時間未満通学	7	
22		月64時間以上月120時間未満の通学	5	
23	前各号に準じると認められるとき		前各号に準じる	

## 2 調整指数(加点・減点事由)

番号	内容	点数	
1	育児休業を取得中の保護者が、保育施設の入所が決まり次第、職場復帰ができる場合(4月入所希望者については申込締切日の翌日から3月までの復帰者を含む)(産前産後休業又は育児休業を取得している職場へ復職せず、退職・転職する場合を除く)	+3	
2	兄弟姉妹が2人以上同時に市内保育施設へ入所申込みをする場合(番号3と併用不可)	+1	
3	双子以上の多胎児が同時に入所申込みをする場合(三つ子以上の場合、一人増えるごとに1点を加算)(番号2と併用不可)	+2	
4	兄弟姉妹(多胎児を含む)が既に在園している保育施設と、同じ施設を希望する場合(兄弟姉妹の在園施設に申込児童のクラス年齢がない場合を含む)(番号5と併用不可)	+3	
5	小規模保育事業など入所中の保育施設に上のクラスがなく転園しなければならない園児の弟又は妹が保育施設を希望する場合(番号4と併用不可)	+3	
6	兄弟姉妹が別々の保育施設に通っており、同じ施設への転園を希望する場合	+3	
7	第3子以降の児童である場合(第4子以降は、一人増えるごとに1点を加算)	+2	
8	転入者又は転入予定者が入所希望月の前月まで転出地で保育施設に入っている場合	+6	
9	認可保育施設が待機中であるが、認可外保育施設等を利用して、就労・就学・病気・介護・看護をしている場合(月16日以上(週4日以上)かつ月64時間以上利用している場合)	+4	
10	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯	+10	
11	父母のいずれかが、年間200日以上、単身赴任の状態である場合(※勤務先による証明がある場合のみ適用)	+2	
12	生活保護の受給世帯(就労による自立支援につながる場合に限る)	+5	
13	当該児童を含む同居家族が障害を有する場合(障害者手帳等が提出できる場合のみ。保育を必要とする事由が保護者の病気又は障害の場合を除く。)	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の区分の場合	+2
14		上記手帳又は手当のその他の区分の場合	+1
15	認定こども園に入所中の1号認定の児童が、同一施設の2号認定枠を希望する場合	+1	
16	当初利用希望日からの待機継続期間が、1年以上の場合	+1	
17	保護者以外の18歳以上65歳未満の同居者が求職活動中又は保育要件書類が未提出の場合(64時間未満の就労者を含む)	-2	
18	保育施設へ申込をしていない就学前の児童が居る場合(希望施設の月齢に達していない場合を除く)	-3	
19	正当な理由(被災等)なく保育料等を滞納している世帯	3か月以上の滞納がある場合	-20
20		3か月以上の滞納があるが、3年以内での完納となる額での児童手当の充当に同意している場合又は2か月以下の滞納がある場合	-1
21	申込年度内において、会社都合による職場復帰の延長や健康診断で入所不可となった場合等の本人の責めに帰さない事由以外の理由で、保育施設への入所内定を辞退している場合	-3	
22	前各号に準じると認められるとき	前各号に準じる	

## 3 基本指数に調整指数を加えた値が同点の場合の、優先順位の決定基準

※同点の場合、以下の基準を1から順に当てはめて利用調整を行います。

番号	世帯の状況
1	希望する保育施設の希望順位の高い世帯
2	基本指数が高い世帯
3	生計を一にしている小学生6年生までの児童の人数が多い世帯
4	申込書に記載している希望保育施設の数が多い世帯
5	勤務時間が短い方の保護者の勤務時間が長い世帯
6	世帯の合計所得が低い世帯
7	当初利用希望日からの待機継続期間が長い世帯

## 26. 保育施設一覧表

区分	種別	施設名	保育年齢	予定定員	開所時間	所在地	電話
公立	認定こども園	子育て総合支援センター	産休明けから	130	午前7時～ 午後8時	千里丘東一丁目16-2	072 631-9428
		べふこども園	産休明けから	60	午前7時～ 午後7時	東別府五丁目1-13	06 6349-5500
		とりかいこども園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼西三丁目1-2	072 654-5960
保育所	摂津ポッポせんりおか保育園	産休明けから	45	午前7時30分～ 午後7時	千里丘東二丁目9-23	072 657-7207	
	勝久寺保育園	5ヵ月から	70	午前7時～ 午後7時	千里丘東三丁目4-5	072 622-6070	
	ポポラー大阪南千里丘園	産休明けから	30	午前7時～ 午後8時	南千里丘6-37	06 6317-1090	
	わかば保育園	産休明けから	60	午前7時～ 午後7時	千里丘東五丁目12-6-1	06 6319-1229	
	摂津さつき保育園	6ヵ月から	90	午前7時～ 午後7時	南別府町7-1	06 6349-7151	
私立	認定こども園	認定こども園 千里丘愛育園	産休明けから	210	午前7時～ 午後7時30分	千里丘三丁目16-7	06 6387-7172
		認定こども園 KENTOひまわり園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時	千里丘七丁目3-7	06 6192-9117
		認定こども園みなみせんりおか遊育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	南千里丘4-35	06 6317-2466
		認定こども園みなみせんりおか遊育園分園 がくえんちよう遊育園	産休明けから 2歳児まで	20	午前7時～ 午後7時	学園町一丁目2-33	072 665-9125
		認定こども園 正雀ひかり園	産休明けから	165	午前7時～ 午後8時	正雀一丁目1-7	06 6317-3008
		認定こども園 せつつあそびまち遊育園	6ヵ月から	90	午前7時00分～ 午後7時00分	三島三丁目14-75	06 6383-4000
		認定こども園 せつつ遊育園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時	三島三丁目13-2(0歳児) 三島三丁目13-1(1～5歳児)	06 6382-0307
		認定こども園 あとりえらぼ遊育園	1歳児から	30	午前7時～ 午後7時	三島三丁目13-2	06 6382-0322
		認定こども園 つるのひまわり園	6ヵ月から	100	午前7時～ 午後7時	鶴野二丁目7-16	072 632-1115
		認定こども園 正雀愛育園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時30分	正雀四丁目12-23	06 6382-2600
		認定こども園 一津屋愛育園	産休明けから	120	午前7時～ 午後7時30分	一津屋一丁目37-9	06 6340-2107
		認定こども園 摂津ひかり幼稚園	6ヵ月から	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼八防二丁目6-11	072 654-1711
		認定こども園 鳥飼さつき園	6ヵ月から	120	午前7時～ 午後7時	鳥飼野々二丁目3-1	072 654-1466
		認定こども園 こどもの杜藤森学園	11ヵ月から	60	午前7時30分～ 午後7時	鳥飼西二丁目1-1	072 654-5767
		認定こども園 摂津ひかり保育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時30分	鳥飼本町一丁目11-1	072 650-0123
		認定こども園 とりかい遊育園	産休明けから	40	午前7時～ 午後7時	鳥飼中一丁目20-1	072 654-5093
		認定こども園 とりかいひがし遊育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼上三丁目2-25	072 654-8041
認定こども園とりかいひがし遊育園分園 たいしょうがわ遊育園 Bebe Maison	1歳児から 2歳児まで	10	午前7時30分～ 午後6時30分	南千里丘1-34-1F	06 6317-0115		
小規模 保育事業	こどもな一と千里丘保育園	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目7-27-101	072 627-5210	
	こどもな一と保育園 mille	1歳児から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目7-27-201	072 657-8851	
	こどもな一と摂津保育園	6ヵ月から 2歳児まで	12	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目1-25-1 A	072 620-9290	
	摂津ポッポ保育園 香露園校	6ヵ月から 2歳児まで	15	午前7時30分～ 午後7時	香露園1-37-1F	072 657-6670	
	摂津ポッポ保育園 正雀校	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後7時	正雀二丁目13-22-101	06 6318-0108	
	こどもな一と正雀保育園	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	正雀本町一丁目27-22-101	06 6319-2250	



# 保育幼稚園関連 QR コード集



摂津市ホームページにおける保育幼稚園関連ページのQRコードを掲載しますので、ご活用ください。

## 【令和8年度保育所等入所申込み】

入所申込みに関する各種申請フォームや申込期限等を掲載しています。



## 【各種様式一覧】

保育所等の申込みや在園児に関する必要書類の様式を掲載しています。

- ・ 保育の必要性の事由の証明書（就労証明書等）
- ・ 他の市区町村の保育施設を希望する場合の申込書 ・ 復職証明書
- ・ 認可外保育施設等利用証明書 ・ 退園届 ・ 育児休業証明書 等



## 【入所・申込状況一覧】

各月の入所者数、待機人数を掲載しています。

待機人数については、第一希望で希望している方のみ掲載しています。

第二希望以降で希望している方は含まれていません。



## 【保育施設の情報】

保育施設から提供いただいた各種情報を掲載しています。

- ・ 保育時間 ・ 定員 ・ 年間行事
- ・ 保育料以外の実費（制服代、教材費、給食費、延長保育料等） 等



## 【在園中の変更手続き】

世帯状況の変更や保育の必要性の事由の変更等、

在園中に必要な手続きや申請フォームを掲載しています。

※令和8年4月1日公開予定



## 【幼児教育・保育の無償化(施設等利用給付)】

無償化の対象、認定に関する必要書類、

施設等利用給付の請求手続きについて掲載しています。



## 【一時預かり・その他の特別保育】

一時預かり事業や病児・病後児保育事業、

休日保育等について掲載しています。

